

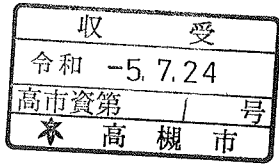
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

高槻市長 殿

提出者



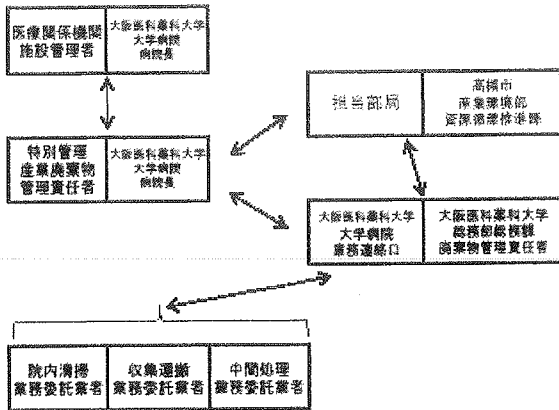
住所 大阪府高槻市大学町2番7号
氏名 学校法人 大阪医科薬科大学
理事長 植木 實
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 072-683-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪医科薬科大学 本部キャンパス
事業場の所在地	大阪府高槻市大学町2番7号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	81：学校教育
②事業の規模	附属病院 903 床
③従業員数	2,712 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性廃油、感染性廃棄物 → 収集運搬及び処理業者に委託 → 焼却処分 ・強酸、強アルカリ → 収集運搬業者に委託 → 処理業者による中和処理後、埋立処分 ・汚泥(有害) → 収集運搬業者に委託 → 処理業者による分解処理後、埋立処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	試薬類 引火性廃油、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）、廃アルカリ（有害）、廃水銀等	感染性廃棄物
	排出量	2.84 t	141.25 t
	（これまでに実施した取組） ・ 試薬類 定期的に巡視を実施し、各部署等で適正管理が出来ているか確認している。 ・ 感染性廃棄物 感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入しないよう、ごみの発生段階で分別徹底の普及を図った。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	試薬類 引火性廃油、強酸、強アルカリ、廃油（有害）、汚泥（有害）、廃アルカリ（有害）	感染性廃棄物
	排出量	0.5 t	125 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 試薬類 使用見込みのない試薬類を一掃し、保有量を必要最小限にする。 ・ 感染性廃棄物 手術室エリアで分別徹底を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項と同じ
② 計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項と同じ

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	試薬類 引火性廃油、強酸、強アルカリ、廃油（有害）、汚泥（有害）、廃アルカリ（有害）	感染性廃棄物
	全処理委託量	2.84 t	141.25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.84 t	141.25 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 試薬類 使用見込みのない試薬類を一掃し、保有量を必要最小限にする。 ・ 感染性廃棄物 感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入しないよう、ごみの発生段階で分別徹底の普及を図った。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	試薬類 引火性廃油、強酸、強アルカリ、廃油(有害)、汚泥(有害)、廃アルカリ(有害)	感染性廃棄物
	全処理委託量	0.2 t	125 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	125 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試薬類 使用見込みのない試薬類を一掃し、保有量を必要最小限にする。 ・感染性廃棄物 感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入しないよう、ごみの発生段階で分別徹底の普及を院内、特に手術室において図る。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	144.09 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物において、電子マニフェストを導入しているが、産業廃棄物についても、今年度中に電子マニフェストの導入を行う予定。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

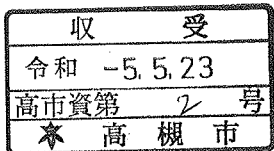
令和5年 5月 19日

（宛先）高槻市長

住 所 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

提出者 川崎重工業㈱ O&M技術部

氏 名 部長 村瀬 啓介



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 078-682-5417

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

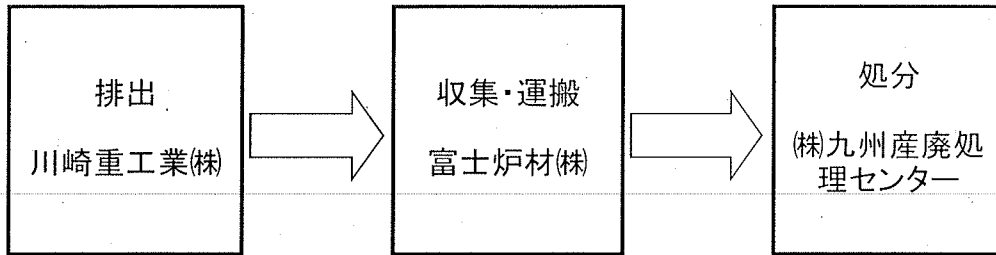
事業場の名称	エネルギーセンター
事業場の所在地	大阪府高槻市前島3丁目8番1号
計画期間	2023年6月21日～2024年3月15日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：設備工事業
② 事業の規模	前年度受注額 415,800,000円
③ 従業員数	4人(正社員3名、常勤関係職員1名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	作業所（産業廃棄物発生） ↓ 収集運搬業者（収集運搬） ↓ 処分委託業者（中間処理） ↓ （最終処分）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①燃え殻（有害）	
	排出量	52.11 t	t
	（これまでに実施した取組） ごみ焼却施設における炉内清掃実施時のブラスト材及び灰の処理を委託しています。付着した灰の量は状況により増減するため、排出量の推定は困難ですが、適正施工方法により排出量抑制に努めています。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①燃え殻（有害）	
	排出量	80 t	t
	（今後実施する予定の取組） ごみ焼却施設における炉内清掃実施時のブラスト材及び灰の処理と、炉内耐火物で発生した解体ガラを委託します。付着した灰の量や解体ガラは状況により増減するため、排出量の推定は困難ですが、適正施工方法により排出量抑制に努めます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 燃え殻（有害） 作業員への分別に関する周知徹底と管理を行っています。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 燃え殻（有害） 作業員への分別に関する周知徹底と管理を行います。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①燃え殻（有害）	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①燃え殻（有害）	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①燃え殻（有害）	
	全処理委託量	52.11 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 適正に委託業者が運搬・処理を行っているか、報告写真を通じて確認を定期的に行っています。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	①燃え殻(有害)	
		全処理委託量	80 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 適正に委託業者が運搬・処理を行っているか、報告写真を通じて確認を定期的に行います。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度()年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	52.11	t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和3年度から電子 manifests の利用を開始し、令和5年度はすべて電子 manifests を利用します。			
※事務処理欄				

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

前 年 度 【 年 度】 実 績

事業年度	事業内容	社 会 的 貢 献												その他 収入	収入 合計	
		① 社会奉仕活動 実施回数	② 社会奉仕活動 実施人数	③ 社会奉仕活動 実施時間	④ 社会奉仕活動 実施費用	⑤ 社会奉仕活動 実施効果	⑥ 社会奉仕活動 実施成果	⑦ 社会奉仕活動 実施評価	⑧ 社会奉仕活動 実施実績	⑨ 社会奉仕活動 実施実績	⑩ 社会奉仕活動 実施実績	⑪ 社会奉仕活動 実施実績	⑫ 社会奉仕活動 実施実績			
1	1722 ① 燃え殻(有害)	5211														
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
合計		5211														

(注) トップ未満の項目として記載する場合は、数字が有効である場合は下位まで記載する。

今年度【 年度】目標

1. 目標達成率等の数値の算出		計 画 表											2. 原 則						
コード	名 称	(1) 算出項目	計画期間内目標 達成率(%)	自己中間検証 率(%)	自己中間検証 率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)	自己中間検証率 向上率(%)		
1	17242(1) 遊気器(希望)	60	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
		合計	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) トータルは前期比として算出する。ただし、数字が0である場合は平均値まで記載する。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

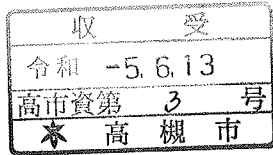
令和5年 6月 9日

（宛先）高槻市長 殿

住 所 大阪府高槻市中川町5-21

提出者 甲南化工株式会社

氏 名 亀澤 誠



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-674-0612

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	甲南化工株式会社
事業場の所在地	大阪府高槻市中川町5-21
計画期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	前年度売上実績 19.9億円
③ 従業員数	65名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 令和4 年度) 実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油 (有害)
	排 出 量	87.633 t	34.448 t
	(これまでに実施した取組) 計画的な試薬・溶剤の発注を行い、できるだけ余剰試薬などの廃棄物がでないよう努めている。また、未使用溶剤の在庫管理を行い、廃棄物を抑制するよう取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油 (有害)
	排 出 量	70 t	40 t
	(今後実施する予定の取組) 継続して廃棄物の抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油の分別をわかりやすくし、作業員への指導を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	強酸（有害）
3.2 t	0.397 t	0.522 t	t

②計画

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	
1 t	1 t	1 t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

強アルカリ (有害)	汚泥 (有害)	廃アルカリ (有害)	
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	強酸（有害）
t	t	t	t

②計画

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	強酸（有害）
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	
t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

強アルカリ (有害)	汚泥 (有害)	廃アルカリ (有害)	
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

強アルカリ (有害)	汚泥 (有害)	廃アルカリ (有害)	
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	全処理委託量	87.633 t	34.448 t
	優良認定処理業者への処理委託量	87.633 t	34.448 t
	再生利用業者への処理委託量	16 t	1.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 燃料など資源化できる廃油の分別を徹底し、再生利用業者への処理委託を積極的に行っている。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	強酸（有害）
t	t	t	t

②計画

廃油（有害）	強酸	強アルカリ	
t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃油（有害）	廃酸	廃アルカリ	強酸（有害）
3.2 t	0.397 t	0.522 t	0 t
3.2 t	0.397 t	0.522 t	0 t
3.2 t	0 t	0 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

強アルカリ (有害)	汚泥 (有害)	廃アルカリ (有害)	
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

強アルカリ (有害)	汚泥 (有害)	廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油（有害）
	全処理委託量	70 t	40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	70 t	40 t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用可能な廃油の分別を徹底し、資源化に努める。		
	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	126.202 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組等) 予定なし		
※事務処理欄			

②計画

廃油 (有害)	強酸	強アルカリ	
1 t	1 t	1 t	t
1 t	1 t	1 t	t
0 t	0 t	0 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【 令 和 4 年 度 】 実 績

特別管理資産の種類 品名		計 画 予 算 表 ①～⑫(令和4年度)⑬～⑰(令和5年度)												⑮ 自ら処分又は 売却したものを 行った場合 の金額		
		① 排出量	② 自ら排出する 量	③ 自ら排出する 量	④ 自ら排出する 量	⑤ 自ら排出する 量	⑥ 自ら排出する 量	⑦ 自ら排出する 量	⑧ 自ら排出する 量	⑨ 自ら排出する 量	⑩ 自ら排出する 量	⑪ 自ら排出する 量	⑫ 自ら排出する 量			
1	引火性廃油	87.633									16.000	87.633	71.633	87.633	0.000	0.000
2	引火性廃油(有香)	34.448								1.270	34.448	33.178	34.448	0.000	0.000	
3	廃油(有香)	3.200								3.200	3.200	0.000	3.200	0.000	0.000	
4	強酸	0.387								0.000	0.387	0.387	0.387	0.000	0.000	
5	強アルカリ	0.522								0.000	0.522	0.522	0.522	0.000	0.000	
6	強酸(有香)	0.000								0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
7	強アルカリ(有香)	0.000								0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
8	汚泥(有香)	0.000								0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
9	廃アルカリ(有香)	0.000								0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
合計		128								20	128	0	106	128	0	0

(注) トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和5年度】目録

特別管理医薬品等の目録		用途別																				
コード	品名	① 抽出量(μ)	② 自ら直接摂取した量(μ)	③ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	④ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑤ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑥ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑦ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑧ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑨ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑩ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑪ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑫ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑬ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑭ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑮ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑯ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑰ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑱ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑲ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	⑳ 自ら中絶授乳した量の算定(μ)	
1	引火性廃油	70.00																				
2	引火性廃油(有害)	40.00																				
3	廃油(有害)	1.00																				
4	強酸	1.00																				
5	強アルカリ	1.00																				
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
合計		113.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が有效であれば小数点以下3桁まで記載は可。

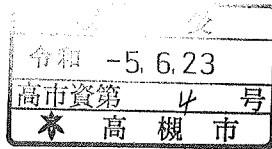
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月23日

高槻市長 殿

提出者



住 所 大阪府高槻市古曽部町1-3-13
氏 名 社会医療法人愛仁会 高槻病院
院長 高岡 秀幸
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 072-681-3801

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人愛仁会 高槻病院
事業場の所在地	大阪府高槻市古曽部町1-3-13
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83:病院												
②事業の規模	477床												
③従業員数	1371名												
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">感染性廃棄物</th></tr></thead><tbody><tr><td>発生量(R4年度)</td><td>648.144t</td></tr><tr><td>発生場所</td><td>医療現場</td></tr><tr><td>院内保管場所</td><td>敷地内1階 廃棄物庫</td></tr><tr><td>収集運搬委託業者</td><td>都市クリエイト</td></tr><tr><td>処理委託業者</td><td>光アスコン</td></tr></tbody></table>	感染性廃棄物		発生量(R4年度)	648.144t	発生場所	医療現場	院内保管場所	敷地内1階 廃棄物庫	収集運搬委託業者	都市クリエイト	処理委託業者	光アスコン
感染性廃棄物													
発生量(R4年度)	648.144t												
発生場所	医療現場												
院内保管場所	敷地内1階 廃棄物庫												
収集運搬委託業者	都市クリエイト												
処理委託業者	光アスコン												

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物、引火性廃油を他の産廃物と徹底し分別保管に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管する。

(第3面)

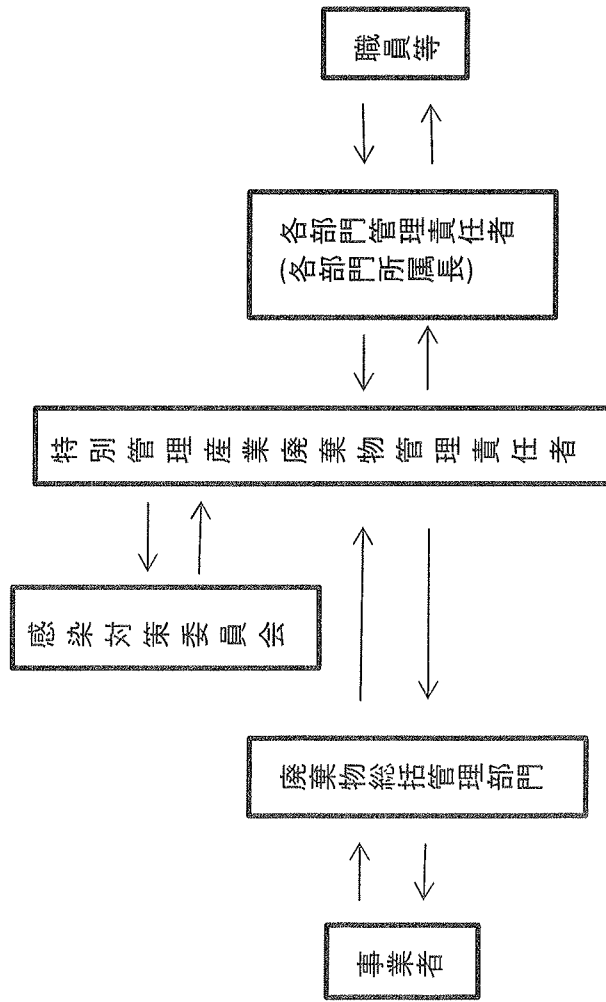
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	648.144 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	648.144 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	648.144 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	648.144 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	648.144 t	
	(今後実施する予定の取組) 継続して電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

添付資料 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



添付資料 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

①現状

[前年度(令和4年度)実績]

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	特廃有害水銀	廃油	廃泥
排出量 (t)	648.144	0	0	0.002	0	0.703	0

(これまでに実施した取り組み)

- ・分別保管に取り組んだ。

②計画

[目標]

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃プラスチック	廃アルカリ	廃酸	特廃有害水銀	廃油	廃泥
排出量 (t)	620	0	0	0	0	0	0

(今後実施する予定の取り組み)

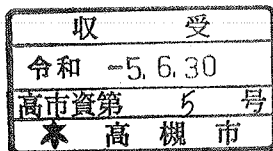
- ・継続して分別保管を強化して取り組む。
- ・ドレープ類のリユース化の検討

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

高槻市長 殿



提出者

住 所 高槻市真上町3丁目13-1
氏 名 社会医療法人 祐生会
みどりヶ丘病院
理事長 甲斐 史敏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 072-681-5717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院
事業場の所在地	高槻市真上町3丁目13-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83:医療業
② 事業の規模	病院 329床
③ 従業員数	759人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	797,680 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の容量（かさ）を出来るだけ小さくして、廃棄物を入れる容器の密度を高め、排出量の削減に努めましたが、コロナ感染対応により大幅に増えてしまいました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃棄物の容量（かさ）を出来るだけ小さくして、廃棄物を入れる容器の密度を高め、排出量の削減に努めるとともに分別廃棄にも取り組み、感染性廃棄物の排出量自体の削減に取り組めます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は他の廃棄物と区分し専用の保管庫に入れ、コロナ感染対応廃棄物はさらに別の保管庫にて管理している。施錠管理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き専用の保管庫にて、分別し施錠管理を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	797,680 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>感染性廃棄物の処理の委託については、処理状況の報告を写真等で受けている。また、定期的に最終処分場の現地を訪問し、適正に処理されているか確認をしている。</p>			

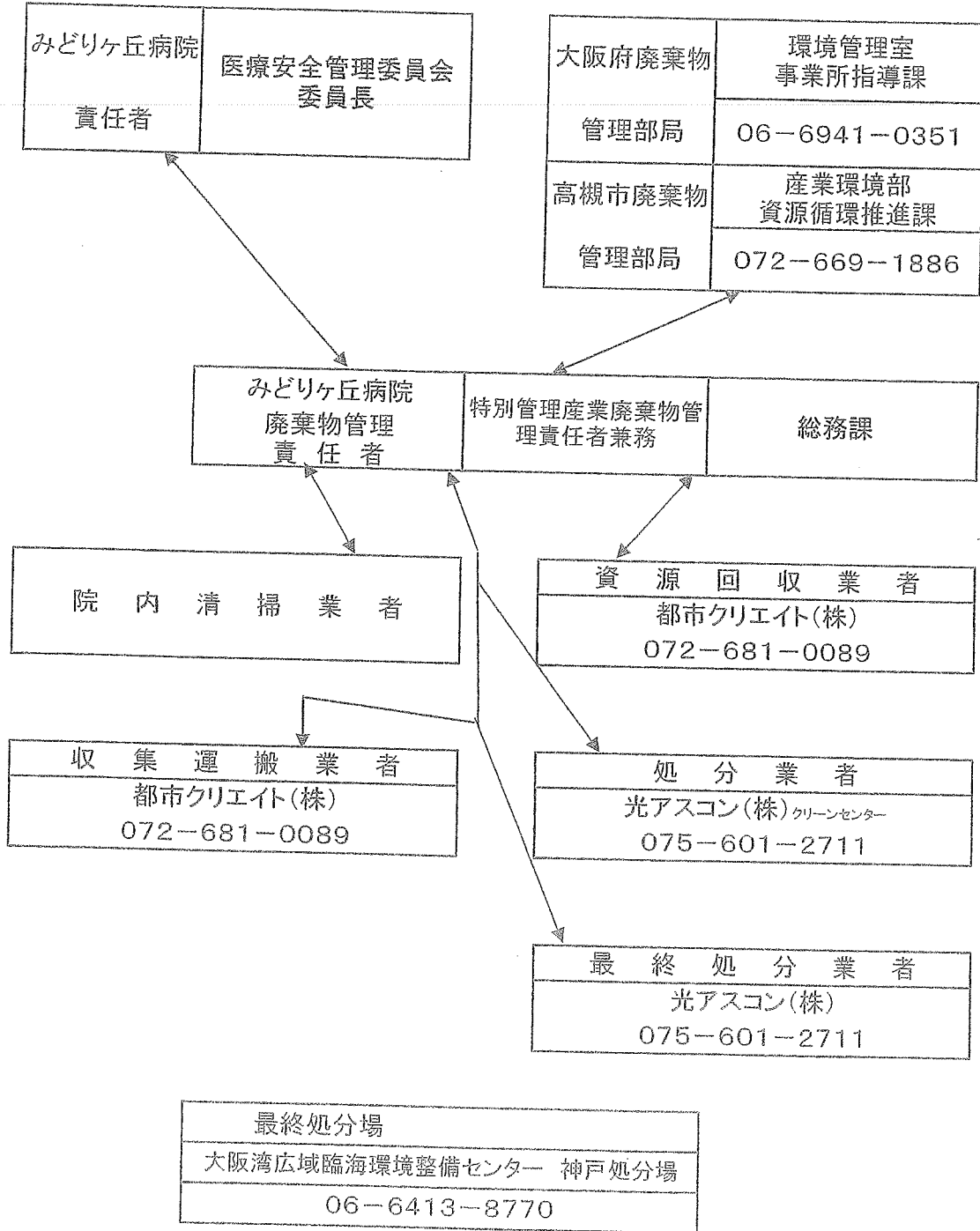
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	500 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
引き続き、定期的に処理状況の確認を行う。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	797,680 t	
	(今後実施する予定の取組)		
電子マニフェストへの移行は感染性廃棄物のみ 令和2年6月から開始している。今後、他の廃棄物へも 拡大する予定である。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物管理・連絡体制

社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院
2017年8月1日 現在



※ 管理者及び責任者、院内清掃業者の氏名連絡先等については、個人情報保護の観点から省略させていただきます。

感染性廃棄物の処理手順

社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院

外来
O P E 室
検査室
各病棟

月曜日から土曜日までの以下の時間に各病棟の担当者は、感染性廃棄物の入った容器をA館1階エレベータ前まで持参する。

朝: 8時30分 昼: 11時30分

夕: 16時00分



総務
廃棄物担当者

内線
PHS

総務課の廃棄物担当者は、上記の時間に行き、裏の自動扉を開け、保管庫の開錠を行う。

(尚、鍵の保管は、総務課にて責任を持って行う。)



保管倉庫

④各部署担当者と総務課の担当者双方で数量等を確認の上、容器を所定の場所に保管した後、総務課担当者が保管倉庫の施錠を行なう。



運搬業者

都市クリエイト 連絡先(072-681-0089)

※ 回収日 毎週火・水曜日

※ 専用容器の納品 毎週水曜日

施設立ち会い担当者: 総務課

※ 廃棄物の管理については「マニフェストの管理」に準ずる。



中間処理業者

処分受託者として
処分委託者として

光アスコン 連絡先(075-601-2711)



運搬業者



最終処分業者

※総務課 廃棄物担当者の名前・連絡先は、個人情報保護の観点から省略させていただきます。